

社会福祉法人開成町社会福祉協議会

職務権限規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会（以下「**本会**」という。）定款第27条第1項ただし書きに規定する会長専決事項としての日常の軽易な業務について定めるものとする。ただし、この規程に定める会長専決事項であっても、法人運営に重要と認められる場合には、会長は理事会に諮るものとする。

2 前項の規定により定める会長専決事項について、事務の代決、専決等に関し、決裁責任の所在を明確にすることについて、必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 会長専決事項

日常の軽易な業務として理事会が定める事項のことをいう。

(2) 決裁

この規程において定められた権限の範囲内で、その権限に属する事務の処理につき、最終的意思決定を行うことをいう。

(3) 専決

会長専決事項について、この規程において定められた権限の範囲内で、その権限に属する事務の処理につき、常時会長に代わって決裁することをいう。

(4) 代決

決裁責任者が旅行、その他の理由により不在のときは、この規程において定められた権限の範囲内で、その権限に属する事務の処理につき、一時当該責任者に代って決裁することをいう。

(5) 常務理事

定款第18条第3項に規定する常務理事をいう。

(6) 事務局長

事務局設置規程第3条第1項に規定する事務局長をいう。

(代決)

第3条 会長不在のときは常務理事が、常務理事不在のときは事務局長がそれぞれ代決する。

(代決の制限)

第4条 前条に規定する代決は、あらかじめ決裁責任者の指示を受けた事項、又は特に至急処理しなければならない事項（特に重要又は異例と認められるものを除く。）に限り行うことができる。

(後関等)

第5条 代決した事項については、速やかに当該事務の決裁責任者の後関を受けなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。

(会長専決事項)

第6条 会長専決事項は、次のとおりとする。

(1) 理事会及び評議員会に付議及び協議を要する事項に関すること。

(2) 規程案の調製に関すること。

(3) 権限の委任に関すること。

(4) 事業計画案の調製に関すること。

(5) 資産管理案の調製に関すること。

- (6) 1件130万円を超えない工事又は製造の請負に関する事。
- (7) 1件080万円を超えない物品等の購入に関する事。
- (8) 1件050万円を超えない前各号に掲げるもの以外の売買に関する事。
- (9) 理事会、評議員会の開催に関する事。
- (10) 職員の任免、給与及び賞罰に関する事。
- (11) 役員の出張に関する事。
- (12) 常務理事の就業及び報酬等に関する事。
- (13) 特に重要な通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事。
- (14) 前各号のほか、特に重要と認める事項。

(理事会への報告)

第7条 会長は、前条の規定により会長専決を行った場合には、速やかに理事会に報告するものとする。

(会長決裁事項)

第8条 会長は、次に掲げる事項を決裁する。

- (1) 理事会及び評議員会に付議及び協議を要する事項に関する事。
- (2) 規程案の調製に関する事。
- (3) 権限の委任に関する事。
- (4) 事業計画案の調製に関する事。
- (5) 資産管理案の調製に関する事。
- (6) 1件100万円以上130万円未満の工事又は製造の請負に関する事。
- (7) 1件050万円以上080万円未満の物品等の購入に関する事。
- (8) 1件030万円以上050万円未満の前各号に掲げるもの以外の売買に関する事。
- (9) 理事会、評議員会の開催に関する事。
- (10) 職員の任免、給与及び賞罰に関する事。
- (11) 役員の出張に関する事。
- (12) 常務理事の就業及び報酬等に関する事。
- (13) 特に重要な通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事。
- (14) 前各号のほか、特に重要と認める事項。

(常務理事決裁事項)

第9条 常務理事は、次に掲げる事項を決裁する。

- (1) 1件10万円以上100万円未満の工事又は製造の請負に関する事。
- (2) 1件10万円以上050万円未満の物品等の購入に関する事。
- (3) 1件10万円以上030万円未満の前各号に掲げるもの以外の売買に関する事。
- (4) 各種部会及び委員会の開催に関する事。
- (5) 事務局長の服務、出張、休暇に関する事。
- (6) 重要な通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事。
- (7) 前各号のほか、重要と認める事項。

(事務局長決裁事項)

第10条 事務局長は、次に掲げる事項を決裁する。

- (1) 理事会及び評議員会の開催に係る事務処理に関する事。
- (2) 事業計画に定められた事業の予算の範囲内の執行手続きに関する事。
- (3) 資産管理の事務処理に関する事。
- (4) 1件010万円未満の工事又は製造の請負に関する事。
- (5) 1件010万円未満の物品等の購入に関する事。
- (6) 1件010万円未満の前各号に掲げるもの以外の売買に関する事。

- (7) 寄付金品の受け入れに関する事。
- (8) 職員の服務、給与、研修及び福利厚生、出張、時間外勤務及び休日勤務命令、身分証明書発行に関する事。
- (9) 軽易な通知、公告、申請、届出、報告、照会、回答に関する事。
- (10) その他、会長が認めたもの。

(決裁の制限)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、特命のあった事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規の事項又は疑義のある事項については、会長の決裁を受けなければならない。

(委任)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和 61 年 5 月 29 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程は、平成 6 年 5 月 23 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。